

日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業
審査基準

1 書類審査

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置し、書類審査と合議審査により審査を行う。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、（１）に示す審査項目ごとに、（２）、（３）に示す得点基準に基づき点数化する。そして、各委員の合計点を平均した点数がその企画提案の評価点となる。

（１）審査項目

1 事業実施計画

- ① 募集案内で示した趣旨・目的を的確に理解し、企画提案が合理的で実現可能性が高いこと。
- ② 各業務企画内容
 - ア 学び直しのための映像コンテンツの作成
実施方法、内容等が具体性・効率性に優れており、工夫された提案がされていること。
 - イ SNS等を活用した情報発信
実施方法、内容等が具体性・効率性に優れており、工夫された提案がされていること。
- ③ 本事業の各業務のスケジュールに係る工程や期間が適切であること。
- ④ 経費の妥当性
事業の内容に対して、妥当な経費が示されていること。また、効率的な運営がなされる工夫が盛り込まれていること。

2 事業実施体制等

- ① 日本語教育に係る知見、各種試験に係る知見又は動画教育コンテンツ作成等当該事業に関連する知見を有する団体であること（再委託先、請負先の知見も含む）。
- ② 企画提案書記載の内容の実現に必要な組織体制が整っていること。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

（２）得点基準〔審査項目 1 ①～④（②はア、イ）、2 ①～②〕

とても優れている＝１０点 優れている＝９点 やや優れている＝７点
普通＝５点 やや劣っている＝３点 劣っている＝１点
審査の対象となる審査項目として認められる内容がない＝０点

（３）得点基準〔審査項目 3〕

下記の評価基準に基づき、認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。
なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等
・認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝２点

- ・認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝3 点
- ・認定段階 3＝4 点
- ・プラチナえるぼし認定＝6 点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。）＝1 点
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
 - ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝2 点
 - ・トライくるみん認定＝3 点
 - ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝3 点
 - ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝3 点
 - ・プラチナくるみん認定＝6 点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
 - ・ユースエール認定＝4 点
- 上記に該当する認定等を有しない＝0 点

（4）書類審査における選考

書類審査において、審査項目1、2の各項目について審査委員会の委員の半数以上が0点とした審査項目が1つ以上ある企画提案については、不合格とする。

2 審査委員会における選考

書類審査を経た企画については、審査委員会の議を経て選考する。審査委員会においては、得点の高いものから地域及び分野の実情等を総合的に判断し、予算の範囲内において選考する。ただし、選考する企画について、企画書に記載された事業経費予定額より低い額でもって選考する場合がある。

評価項目	点数	評価基準						
		とて も 優れている	優れている	やや 優れている	普通	やや 劣っている	劣っている	審査の対象となる 審査項目として認められる内容がない
1－①	10	10	9	7	5	3	1	0
1－②－ア	10	10	9	7	5	3	1	0
1－②－イ	10	10	9	7	5	3	1	0
1－③	10	10	9	7	5	3	1	0
1－④	10	10	9	7	5	3	1	0
2－①	10	10	9	7	5	3	1	0
2－②	10	10	9	7	5	3	1	0
3	6	以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。						
		●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（得る母子認定・プラチナえるぼし認定）等 - 認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点 - 認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝3点 - 認定段階3＝4点 - プラチナえるぼし認定＝6点 - 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝1点 ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） - くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝2点 - トライくるみん認定＝3点 - くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝3点 - くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝3点 - プラチナくるみん認定＝6点 ○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 - ユースエール認定＝2点 ○上記に該当する認定等を有しない＝0点						

日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業
審査要領

日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。本事業の選定は審査委員会によって決定するものとし、審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

(秘密の保持)

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

(利害関係者の審査)

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文化庁に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
- ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文化庁は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。

3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。

4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

(不公正な働きかけ)

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文化庁に報告しなければならない。

2 文化庁は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。